

飲食店や店舗などを利用する

全ての人の安全のために・・・

重大な 消防法令違反建物を 公表します

法令は遵守
しましょう

重大な違反は公表します



平成27年10月1日から始まりました。

1 公表の対象となる防火対象物は

映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設などの建物が対象となります。

2 公表の対象となる消防法令違反は

義務付けられた消防用設備（自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備）が設置されていない建物です。

3 公表の方法は

川口市消防局のホームページへ掲載するとともに、消防局予防課及び消防署での閲覧等により公表するものです。

4 公表する内容は

建物の名称、建物の所在地、違反の内容です。

5 問い合わせ先は

〒333-0848 埼玉県川口市芝下2丁目1番1号

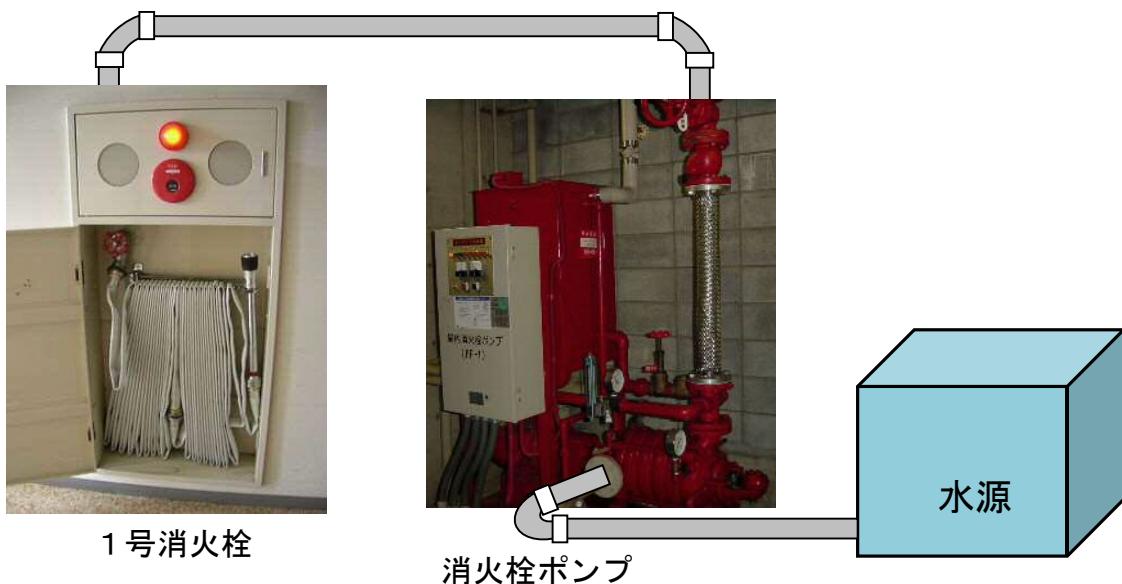
川口市消防局予防課 予防係 TEL: 048-261-8371 FAX: 048-262-4850

(裏面)

1 自動火災報知設備の例



2 屋内消火栓設備の例



3 スプリンクラー設備の例

